

五條市社会教育関係各種大会出場補助金交付要綱

令和4年4月1日

教委告示第26号

(趣旨)

第1条 教育長は、社会教育・社会体育の推進及び生涯学習の振興を図るため、社会教育事業、活動等の推進を目的として、生涯学習、社会教育及び社会体育の総合的な事業・活動を行う社会教育関係者及び社会教育関係団体に対し、社会教育・社会体育関係大会の出場に必要経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、五條市補助金等交付規則(令和3年3月五條市規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象大会)

第2条 補助金の対象大会は、次の各号のいずれかの大会に該当するものとする。ただし、親睦を主な目的としている大会又は予選大会を経ないで自由に参加できる大会は、この限りでない。

- (1) 全国大会、国民体育大会等(小学生又は中学生が出場するものを除く。)
- (2) 近畿大会、西日本大会等
- (3) その他教育長が特に必要と認める大会

(対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助金交付対象者」という。)は、本市に住所を有し、生涯学習、社会教育及び社会体育の総合的な事業・活動を行う社会教育関係者及び社会教育関係団体とする。

(対象経費)

第4条 補助の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助金交付対象者が各種大会等への出場に要した交通費、宿泊費及び参加費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額で、別表に定める金額を限度とする。

2 国、奈良県等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助対象経費からその分を差し引いた額で、別表に定める金額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 五條市社会教育関係各種大会出場補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 教育長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、五條市社会教育関係各種大会出場補助

金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知するものとする。この場合において、教育長が補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金交付決定者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から30日以内又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 五條市社会教育関係各種大会出場補助金実績報告書（様式第4号）
- (2) 収支精算書（様式第5号）
- (3) その他教育長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 教育長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、五條市社会教育関係各種大会出場補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助金交付決定者に対して通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、五條市社会教育関係各種大会出場補助金請求書（様式第7号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定取消等）

第12条 教育長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金を交付せず、若しくは減額し、又は当該補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 事業の変更若しくは中止をしたとき又は事業遂行の見込みがないとき。
- (3) 偽りその他不正行為により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、令和6年度以降の補助金に適用し、令和5年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

大会種類	区分	金額
全国大会、国民体育大会 等	個人	10,000円
	団体	10,000円/1人 (ただし、100,000円を限度とする)
近畿大会、西日本大会 等	個人	3,000円
	団体	3,000円/1人 (ただし、30,000円を限度とする)

※選手以外の監督、コーチ（1名）については、対象人数に認める。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

五條市教育委員会

教育長 様

団 体 名
住 所 〒

氏 名
電 話 番 号

五條市社会教育関係各種大会出場補助金交付申請書

このことについて、五條市社会教育関係各種大会出場補助金交付要綱に基づき下記金額を交付くださいますよう収支予算書を添えて申請します。

記

大 会 名	
開 催 日	
開 催 地	
出 場 者	
交付申請金額	円
大会概要	

様式第2号（第6条関係）

収 支 予 算 書

【収入の部】

科 目	金 額	収 入 の 内 訳
合 計		

【支出の部】

科 目	金 額	支 出 の 内 訳
合 計		

上記のとおり報告します。

年 月 日

団 体 名

住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

五條市教育委員会

教育長

様

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

五條市教育委員会

教育長

五條市社会教育関係各種大会出場補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、五條市社会教育関係各種大会出場補助金交付要綱第7条の規定により交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円

交 付 条 件

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

五條市教育委員会

教育長 様

団 体 名

住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

五條市社会教育関係各種大会出場補助金実績報告書

このことについて、五條市社会教育関係各種大会出場補助金交付要綱に基づき、交付を受けた事業について、収支精算書を添えて報告します。

記

大 会 名	
開 催 日	
開 催 地	
出 場 者	
交 付 金 額	円
大会結果等	

様式第5号（第9条関係）

収 支 精 算 書

【収入の部】

科 目	金 額	収 入 の 内 訳
合 計		

【支出の部】

科 目	金 額	支 出 の 内 訳
合 計		

上記のとおり報告します。

年 月 日

団 体 名

住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

五條市教育委員会

教育長

様

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

五條市教育委員会

教育長

五條市社会教育関係各種大会出場補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で、交付決定をした補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、五條市社会教育関係各種大会出場補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

五條市教育委員会

教育長 様

団 体 名

住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

五條市社会教育関係各種大会出場補助金請求書

五條市社会教育関係各種大会出場補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円
今 回 請 求 額	円

【振込先】

金 融 機 関		支 店 名	
預 金 種 目	1 普通	2 当座	3 その他（ 預金）
口 座 番 号			
フリガナ			
口 座 名 義 人			